

平成29年度 事業計画書

I 基本的視点

農林水産省では、強い農林水産業を目指して平成25年度に策定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」を平成28年度に改訂し「農業競争力強化プログラム」を策定した。この中で新たに収入保険制度の導入を盛り込み農業経営者の育成とセーフティネットの充実を図ることとした。これにより農業災害補償制度についても、制度施行以来70年を経過していること、新しく導入される収入保険制度との整合性を図ることから見直しが進められており、平成29年度からの2年間は農業共済団体にとって大きな変革期となる。

一方、東京都内の農業は、平成27年度に都市農業振興基本法が制定され、これまで都市の農地は「宅地化されるもの」から「あるべきもの」と180°の大きな方向転換がされたが、未だ具体的な施策は不透明であり、東京都における地域計画も策定されていない。今後、地域計画の策定状況を勘案しこの計画に基づいた対応が求められる。

昨年の被害状況は、依然として季節と場所を選ばない災害が多発しており、進路の予測が出来ない台風により各地に災害をもたらした。この様な災害により農業災害補償制度は、農業経営を行っていく上で必要不可欠な制度となっており重要性を増している。

本組合の財務状況は、平成21年度より取組んできた各種の改革を実施したことにより一定の成果を上げたが、共済資源である農地の減少は止まらず加えて高齢化が進むなど組合の運営状況は依然として厳しいものとなっている。こうしたことから組合の運営改善には、目線を変えた新たな事業の創設や役職員の資質向上などを最優先で行っていかなければならない。

このため、本組合では平成28年度より「NOSA I 東京の新たなる展望」として将来の組合のあり方について、4つの検討委員会を設置して検討を始め、組合員サービスの向上と効率的で効果的な事業運営を目指している。本年度は、引き続きこの委員会による協議を継続するとともに、役職員一人ひとりが組合

員との強い信頼関係を構築し「組合は組合員のためのもの」という原点に立ち返り「NOSA I の理念」を十分に自覚し、最終年度となる「信頼のきずな」未来につなげる運動の総仕上げとなる目標の必達に向け、本運動のスローガンである「さらなるフィールド活動へ」これまで以上に実践し、農家・組合員との信頼を深め、目標達成のため計画的な事業運営と執行管理を徹底していく。

Ⅱ 重点取組事項

1. 「信頼のきずな」未来につなげる運動の推進

平成27年度より開始した「信頼のきずな」未来につなげる運動は、行動スローガンを「さらなるフィールド活動へ」とし、役職員が現場に赴く機会を増やし農業災害補償制度の普及・拡大と都市農業の振興を目指して運動を展開している。

近年の季節と場所を選ばない災害が増加する中、農業者の不慮の損失を補填する農業災害補償制度をより多くの農業者が利用することを目的に各事業とも運動開始時に掲げた目標達成に向け加入拡大と加入率向上を目指す。

2. 「NOSA I 東京の新たなる展望」の事業展開の推進

これまで取り組んできた各種の改革の成果をより一層活かしていくため平成28年度に「NOSA I 東京の新たなる展望」を策定し、4つの検討委員会を設立してその具体的な検討を開始した。収入保険制度の導入が具体化していく中で農業共済団体も変化を求められ、同時にこれまで検討してきた「NOSA I 東京の新たなる展望」も変化を余儀なくされる。随時、農政や時代の変化の情報収集を行い、情勢に併せた検討を継続し実施するとともに安定した組織運営を目指していく。

- (1) 組織再編整備検討委員会
- (2) 組合員サービスの質的向上委員会
- (3) 園芸施設復旧基金制度創設検討委員会

(4) 事務簡素化等情報システム整備検討委員会

3. 収入保険制度導入及び農業災害補償制度の見直しへの対応

平成30年度の本格実施に向け検討されている収入保険制度は、農業共済団体がその実施主体となる方向で法制化される予定である。また、加入要件も緩和され過去1年間の青色申告書により加入が可能となる方向で検討が進められている。更に、収入保険制度の導入にあたり農業災害補償制度も見直しが行われ、平成30年度には改正された農業災害補償制度が施行される。このため、東京都及び関係団体の協力を図りながら収入保険制度を幅広く普及するため説明会等による情報提供を行っていくとともに改正される農業災害補償制度により農家・組合員が混乱を招くことのないよう説明会・広報活動等を通じて改正内容のPRを図っていく。

4. 共済資源の把握と台帳化の整備

農業災害補償制度の普及拡大には、農業者の共済資源の把握が必要不可欠な情報であり、この情報に基づく計画的な事業推進が有効な手段である。本組合では、平成27年度より開始した航空写真を利用した共済資源の把握と台帳化は、平成29年度には北多摩・南多摩地区の現地確認と台帳化を行うとともに西多摩地区の航空写真の利用による地図システムへの施設確認となる。本事業により得られたデータを基に計画的な事業推進を行い未加入者の解消による加入率の向上を図る。

5. コンプライアンス態勢の充実強化と進行管理の徹底

組合の運営のために交付されている国庫事務費負担金は、多くの税金であることを役職員が再認識し、簡素で効率的な事務を執行することに努めるとともに平成28年度より開始した内部検査を行い不祥事の未然防止、事務誤りの防止を図り農家・組合員との信頼失墜を防ぐ。

また、進行管理と成果に結びつく執行管理を実現するため、「事業執行に関する適切な取組みについて」に基づく予算編成を行う。

6. 職員の質的向上

農業災害補償制度及び収入保険制度の普及には、これまで本組合が構築した農家・組合員との信頼関係が必要不可欠である。農家・組合員からより一層信頼される職員を育成するため、また、収入保険制度の実施主体として制度の普及拡大を図るため、農林水産省、全国農業共済協会が主催する事業研修会や職制研修会、異業種交流も可能である民間が開催する研修会等を通し職員の質的向上を目指すとともに少数精鋭職場を実現するため計画的な研修の受講を実施する。

Ⅲ 引受計画

1. 農作物共済

(1) 基本方針

平成30年度から実施予定の収入保険制度の導入や農業共済制度の改正の詳細が本年度決まる見込みであることから、新たな米政策に対応する準備が必要になってくる。特に農作物共済事業では、既に食料管理法が廃止され制度設計の前提が変化しており、収入保険、経営所得安定対策等がすべて任意加入制であることに鑑み、「当然加入制の廃止」が行われる予定である。また、損害評価員の協力が得られなくなり検見による悉皆調査が将来的に実施困難になってきている事や、坪刈りによる実測調査はコストがかかりすぎる事などから「一筆方式の廃止」も予定されている。

これらの制度改正が東京都の米麦にどのような影響を与えるのかを注視しつつ、米麦耕地面積の減少傾向に歯止めをかけるべく、新制度に対応した的確で迅速な対応を展開する必要がある。

平成29年度産の目標引受面積は水稻7,200a、陸稻60a、麦180a(平成30年産)とする。

(2) 重点課題

- ① 加入率低下の対応検討
- ② 経営所得安定対策の対応

(3) 推進方策

① 加入率低下の対応検討

平成29年度通常国会で予定されている農業共済制度の改正に伴い、平成30年度に農業共済制度の改正内容が明らかにされる予定である。

「当然加入制の廃止」が将来的に実施された場合、任意加入になるため全ての加入者が加入の有無について選択できるようになり、加入率の低下が懸念される。どのような制度改正が行われるのか情報収集を行い対応策を検討する。

「一筆方式廃止」について議論されているが、詳細が分かっておらず、加入条件や損害評価方法に対する救済策等が実施される予定である。今後どのようなスケジュールで制度改正が行われるのかが明確になり次第、関係団体と協力しながら対応策について検討する。東京都における一筆方式のシェア率は98.6%と非常に高く、影響は大きい。今後、どの引受方式が存続するのかによって状況は異なるので、加入することが可能な方式と東京都の農家の現状では加入することが不可能な方式とを区別して分析検討を行い加入者への情報提供に努める。

② 経営所得安定対策の対応

経営所得安定対策についての制度が見直され、米の直接支払交付金においては平成30年産廃止に向けて大幅に削減される予定である。本年度は制度説明など適正な対応に努める。

(4) 損害評価体制の検討

平成30年度からの制度改正に伴う損害評価体制のあり方について分析検討を行い、必要に応じて損害評価会委員、損害評価員等の新損害評価体制を再構築する。また、新たな方式に移行しても適正に損害評価を行うため損害評価技術を習得する。

2. 家畜共済

(1) 基本方針

家畜共済は農業共済事業の中でも、農家から強い信頼を得ており、全国的にも高い加入率を誇っているが、業務の効率性で他の事業に遅れを取っている。

収入保険の導入に伴い家畜共済の制度の見直しが予定されており、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行により農業者の負担軽減にも繋がるものであり、総合的なサービスの向上が期待されることから、収入保険制度の普及と合わせて、家畜共済制度の見直しについて積極的な周知を行う。

農家の経営安定のためには、今や損害防止事業は重要な事業であり、ここ数年で各関係機関との連携が強化されたことから、必須の事業となってきた。本年度も継続して、乳質検査や繁殖検診、飼養管理指導、事故多発農家への迅速で的確なフィードバックを行い、畜産農家の経営安定に貢献する。各関係機関との連携をより強いものとし、より一層東京の畜産振興へ寄与することを目指す。

肉用牛・養豚農家等の未加入者については、近年の異常気象による畜舎の倒壊や伝染病といった災害に家畜共済が欠かせないものとなっていることをアピールし、今年度も継続的な加入推進を行う。

平成29年度においても、家畜共済制度の見直しに向けた農家説明と損害防止事業の2つを柱に、農業経営者のセーフティネットを広げる。

(2) 重点事項

- ① 損害防止事業と畜産振興への寄与
- ② 農業共済制度の見直しへの対応
- ③ 職員のスキルアップ

(3) 推進方策

- ① 損害防止事業と畜産振興への寄与
 - ア 一般損害防止事業
 - i 妊娠分娩期の飼養管理指導及び繁殖検診
分娩前後の事故が大半を占めるため、妊娠分娩期の事故低減を目

的として分娩時の管理指導を行う。また、胎子及び子牛の事故も増加傾向にあるため、分娩末期や子牛の飼養管理についても指導する。

さらに近年の牛の特徴として、発情兆候が分かりづらいことや受胎しづらいことから、繁殖検診を定期的実施することにより、分娩後の牛の卵巣子宮性状を把握し、空胎日数の減少及び過肥牛の周産期疾患の予防に努める。

ii 乳房炎対策

乳房炎防除対策としてバルク乳中の体細胞数、黄色ブドウ球菌の検査を家畜保健衛生所と連携して定期的実施し、乳質低下、黄色ブドウ球菌による乳房炎の発生を防除する。また、乳質改善が必要とされる農家に対しては、個体乳検査を実施し、適切な乳質管理・飼育環境・搾乳管理の指導を指定獣医師と共に指導する。

iii 飼養管理指導

畜産経営の安定化には牛の健康状態を把握した飼養管理が重要である。牛の健康状態を把握するために家畜保健衛生所と連携して血清成分分析検査を実施し、結果を基づく飼養管理指導を東京都酪農業協同組合と行い周産期疾患を未然に防止する。

iv 金属異物性疾患対策

金属異物による事故は依然として発生していることから、金属異物性疾患対策として永久磁石投与を指定獣医師と行い事故低減に努める。

v 事故多発農場対策

東京都酪農業協同組合が主体となっている「乳質検討委員会」と連携し、検討委員会で選定した事故多発農場に毎月訪問し、東京都酪農業協同組合及び家畜保健衛生所、農林総合研究センター、普及所等とともに多面的かつ総合的な指導を図る。

vi 畜産振興への寄与

東京の畜産の衰退を防止すべく、家畜保健衛生所や農業振興課、普及所、農林総合研究センター、東京都酪農業協同組合、全農東京都本部、獣医系大学や農業系高校等と協力して、農家指導や後継者の育成、獣医師不足問題等に取り組み、東京の畜産の発展に貢献する。

イ 特定損害防止事業

i 本年度も繁殖検診に重点を置き、フレッシュチェック、発情不明牛の確認を中心とし、異常がある場合は担当獣医師に連絡して治療を依頼する。

ii 周産期の事故頭件数は上位を占めることから、繁殖検診とあわせて乾乳中および分娩直後の乳牛の採血を行い、分娩前後のカルシウム値や栄養状態を把握し、事故低減に努める。

② 収入保険制度の導入と農業共済制度の見直しへの対応

収入保険制度の細かな内容は法整備に向けて過渡期にあるが、畜産

農家に対しては対象品目により加入の内容が異なるとされている。

死産事故と病傷事故の分離、肥育牛の補償金額の是正、効率的な事業執行による農業者の負担軽減、といった農業共済制度の見直しが前提であることから、個々の農家の経営に合わせた普及推進を行う。

③ 職員のスキルアップ

農家へのフィードバックが出来るよう、NOSA I 団体主催の研修を筆頭に、中央畜産会主催の集合研修といった畜産関係の専門的な研修に参加し、質的向上を目指す。

3. 果樹共済

(1) 基本方針

平成27年以降、都内の梨栽培においては根圏制御栽培やジョイント栽培など新しい栽培方法が北多摩地域を中心に導入が進んでいる。どちらの栽培方法も、これまでは成園化に10年以上必要とされていた期間を5～7年程度と大幅に短縮する栽培方法で、梨栽培において効率化・省力化が難しいとされていた整枝剪定作業を簡易化し収穫量の増加などを可能にする技術となっている。NOSA Iとしてはこれらの栽培方法の引受実施に向け体制を整備し、平成29年産短縮方式（平成29年2月）より引受を開始した。その他にも、平成29年度からは危険段階別共済掛金率を導入する予定となっている。

また、今年度は新規の損害防止事業として、ハダニの天敵農薬を導入する組合員に対して助成を実施する。天敵農薬は既に都内においても導入されているが、導入に対しては不安を抱いている農家も存在していることから、関係機関と連携を図り情報提供を行う。

本年度の目標は、「信頼のきずな」未来につなげる運動の最終年度となり、結果樹面積94haの30.0%となる、2,820.0aを目標とする。

(2) 重点課題

- ① 母集団の確保
- ② 新たな栽培技術への対応
- ③ 損害防止事業の拡充・改善

(3) 推進方策

① 母集団の確保

これまで、各生産団体等の活動への参加による果樹共済のPR活動や戸別の加入推進により加入者は10年前と比較すると2倍以上に増加している。しかし、平成25年度以降は新規加入による増加よりも廃園等による減少が上回り、引受率としては伸び悩んでいる。

今年度は、これまで実施してきた各生産団体等におけるPR活動や戸

別の加入推進を継続し、組合員ごとの危険段階別共済掛金率の導入についてより一層丁寧な説明をすることで、継続加入漏れの無いよう努める。また、果樹共済への加入メリットや組合員サービスの向上を目的に、組合員に対する情報収集やNOSA I部長及び関係機関との情報交換によってニーズを集積し、より効果的な情報提供に努める。特に今年度は新規損害防止事業として、カブリダニ導入の助成を実施するので、未加入組合員への加入メリットとしてPRを行う。

② 新たな栽培技術への対応

平成27年度から先進県視察など引受実施に向け体制整備を行い、平成29年産短縮方式より引受を開始した。引受開始に際しては他県の収穫量を基礎に東京都に合わせた収穫量を設定しているが、より現状に即した収穫量の設定を行うことが必要となることから、導入組合員へ協力を仰ぎ収穫量調査を実施しデータの集積を図る。また、損害評価方法に関しては現状では慣行栽培と大幅な変更をせずに実施できるとしているが、収穫量調査の実施する際には、新たな栽培方法に対する効率的な損害評価方法についても併せて検討を行う。

(3) 損害評価（損害防止事業）

○ 損害防止事業の拡充・改善

近年は毎年のように自然災害による被害が発生していたが、平成28年度は大きな自然災害などが無く平成19年以来の剰余が発生している。しかし、近年の自然災害による被害が目立ってはいないが、毎年、シンクイムシやハダニによる被害は発生し共済金の支払いを行っている。特に、ハダニに関しては園地周辺の宅地化やハダニが薬剤に対する抵抗性を獲得するなど、防除が困難になりつつあり、昨年東京都が策定した果樹農業振興計画においても「効果的な防除体系の確立を中心とした対策の導入を推進する」とされている。

これらの病虫害による被害を低減することで、突発的な自然災害への支払い財源の確保を目的として平成24年度以降実施してきている誘殺数調査に加え、ハダニの天敵農薬を導入する組合員に対して助成を実施する。また、天敵農薬の導入による防除方法の変更などに不安を抱いている組合員もいることから、製造元による講習会の開催や関係機関と連携を図り薬剤の選択方法など防除に関連する情報を組合員に提供していく。

4. 園芸施設共済

(1) 基本方針

本年度は、東京全体におけるすべての園芸施設の設置状況を把握及び台帳化に向けて、島しょ地域を皮切りに平成27年度から着手した航空写真を

利用した資源量の把握調査を引き続き行う。

資源量の把握については、農林水産省からも指導があり当初の計画から前倒しを行い拡大した北・南多摩地域の現地調査を行い、新たに西多摩地区に向けた調査に着手する。

未加入農業者に対しては、営農担当者等に対して共済制度の説明会等を開催し、地域のJAと連携したPR活動や推進を行う。

平成29年度は、将来に向けた資源量の把握に重点を置き、運動当初の目標面積加入率から80%と設定し、14,020アールの加入を目標に普及拡大に努める。

(2) 重点事項

- ① 有資格農業者及び有資格棟数の把握と加入推進
- ② 園芸施設共済制度のPR活動
- ③ 補助事業設置施設への加入推進
- ④ 職員のスキルアップ

(3) 推進方策

- ① 有資格農業者及び有資格棟数の把握と加入推進

平成27年度から航空写真を利用した未加入施設の調査を開始し、本年度は北・南多摩地区に拡大する。調査結果を踏まえ、有資格棟については関係機関と連携をとりながら未加入者に対するPR活動の強化を図る。

また、本年度においても復旧費用及び撤去費用の制度を積極的に推進し加入率の拡大を図る。

- ② 園芸施設共済制度のPR活動

近年の異常災害の増加により、未加入農家からの問い合わせの他、JA営農指導担当より園芸施設共済に関する問い合わせが増加していることから、収入保険制度の導入に向けた説明会や、本年度より検討されるJAとの連携強化により、地域的な新たな推進体制を構築し引受拡大へと結びつける。

- ③ 補助事業設置施設への加入推進

都市農業活性化支援事業等の補助事業により新設された園芸施設を東京都、区市町村、またJAをはじめとした農業団体と連携し完全引受に努める。

- ④ 職員のスキルアップ

園芸施設共済データ等を有効活用するためにシステム研修会に参加し、職員のスキルアップを図るとともに、農林水産省で開催される園芸施設共済研修会や新たな情報等を取得するための研修会等へ積極的に参加し、制度や知識の向上に努める。

(4) 損害評価関係

- ① 損害防止処置の実施

例年、共済金の支払対象外となった加入者に対し、被害の拡大を防ぐための補強テープを配布しているが、ガラス室やネットハウス等のみの加入者に向けた被覆の素材を限定しない資材を検討し導入する。

5. 建物共済

(1) 基本方針

建物共済は都市農業振興を担う組合員の建物資産を守るリスク対策制度として重要な役割を担っており、同時に組合の自主財源確保や財務健全化を図る重要な事業として位置づけられている。

昨今の厳しい経済状況において、他共済及び民間損害保険と比較される中でNOSAIの建物共済が持つ優位性を前面に打ち出し、NOSAIの建物共済が「小さな負担で大きな補償」を受けられ、「万一の時の不安を取り除き生活に安心感を届ける」ことが出来る共済であると組合員が改めて認識するような親身な推進活動及び迅速な損害対応をしていくことが重要である。

また東日本大震災以降、全国で建物被害を伴う地震が発生しており、平成28年12月現在の建物共済全体に占める総合共済加入割合は東日本大震災以前と比べて倍増している。この需要の高まりに応え、自然災害被害に対する補償が出来る総合共済を普及推進していく。

事業効率化への取り組みについては、一昨年より導入した郵送方式により継続手続きがスムーズになり、職員が直接組合員の需要を引き出すような推進活動及び迅速な損害対応が可能となった。今後の課題は郵送方式エリアの拡大と郵送方式による回収率の向上であり、引き続き新たな普及推進体制の確立へ向けて取り組む。

新規加入推進活動については、未加入の有資格者に対する推進方法を検討し推進する。島しょ地域においては、近年農協が店舗廃止した大島、新島を中心に現地推進委員会と協力し推進を図り目標総共済金額390億円の達成に向け全力で取り組むこととする。

(2) 重点課題

- ① 郵送方式による引受体制の維持
- ② コンプライアンス強化
- ③ 任意事業の効率的な事業推進体制の検討
- ④ 建物共済事業における広報・広告方法の改善と開発

(3) 推進方策

① 郵送方式による引受体制の充実

全国的にもNOSAI団体では珍しい「郵送方式」による継続加入業務を実施してから一年が経過し、「郵送方式」が兼業農家で平日不在者が多く地域集落組織が全く存在しないNOSAI東京のような都市部に適した効率的で合理的な事業形態であることが明らかになってきた。本年度は継続加入希

望者にわかりやすい帳票・システムの開発を行い返送率の向上に取り組む。同時に事務処理方法の再構築など更なる効率向上にも引き続き取り組む。また今後の中期的計画として、郵送方式エリアを拡大する方向で検討を行う。

② コンプライアンス強化

法令・定款等を遵守した適正な運営を確保し無資格者の引受が無いように徹底する。また、口座引落処理を直轄地域全域に拡大し原則現金集金業務をなくしていくことによって郵送方式による掛金徴収業務を確立する。

③ 任意事業の効率的な事業推進体制の検討

継続引受けにおける郵送方式により手続きが軌道に乗り始めていることもあり、事業実績が減少し事務費賦課金収入が前年度割れしたとしても収益を継続的に確保するためには抜本的な普及推進体制の再構築を実施し、コスト削減と収益性向上が期待できる組織体質づくりが必要である。本年も更なる効率的な事業推進体制を検討し改善していく。

④ 建物共済事業における広報・広告方法の改善

さまざまな有用な情報を発信し、組合員と良好な関係を構築し NOSAI の建物共済のブランドを高めるとともに、広告などの活用を検討し各媒体（新聞・雑誌・インターネットなど）の時間や紙面を利用して自ら商品アピールを行い業績アップを目指す。

6. 農機具共済

(1) 基本方針

全国的に農機具共済事業の収支の悪化が問題視され各都府県の対応が求められている。NOSAI 東京の「更なる改革実行に向けて」において、組合運営にとっての課題として「国庫負担対象外経費による負担の増大」や「収支の不均衡」などが上げられている。

農機具共済は、事業が開始された平成 22 年度の想定では開始後 5 年次で累計共済収支は 361 万円の黒字を見込んでいたが実際には 341 万円の赤字であった。平成 27 年度の事務費賦課金収入は約 55 万円しかなく必要経費を考慮すると事業運営経費は赤字であった。

事業運営について役職員や関係団体と検討を重ねてきた結果、今後も事業運営経費の黒字化が見込めない為、平成 29 年度の引受を最後とし、平成 30 年度に農機具共済事業を廃止することになった。

上記の方針を踏まえ平成 29 年度は事業廃止の認可申請等の準備手続きを適切に行うとともに、加入者への情報提供やフォローアップなど周知徹底していく。

(2) 重点課題

- ① 事業廃止に伴う認可申請などの準備手続き
- ② 加入者への情報提供やフォローアップ

(3) 推進方策

① 事業廃止に伴う認可申請などの準備手続き

関係団体（東京都、農林水産省、全国農業共済協会等）への認可申請や通知報告を滞りなく進めるとともに、農機具共済事業の関連団体（農協・青梅産業・小宮農機）及び損害評価委員等へ事前説明を行う。

② 加入者への情報提供やフォローアップ

平成29年度引受は継続引受を中心に行い平成30年4月15日で全契約が満了する。最後の継続手続き訪問の際に事業廃止の為、平成30年の継続加入手続きは行わず補償が終了することを丁寧に説明する。自動継続の加入者にも書類で通知したうえで直接訪問し同様の説明を徹底する。また、落雷などの補償であれば建物共済の設備等で補償できるなどの今後の対応などについても提案し、加入者のフォローアップに努める。

7. 執行体制

(1) コンプライアンス態勢の充実強化

本組合は、国の農業災害対策の重要な柱である農業災害補償制度の実施主体として公共的な性格を有しており、その使命を果たすための社会的責任を負っている。このため、法令等の遵守については一般の民間組織以上に徹底することが求められており、社会的な信頼を決して損ねることがないよう健全な組織運営に資する不断の努力を重ねてきた。しかし、全国を見渡せば農業共済団体職員の公金着服等の不祥事がいまだに発生している。本組合においては、今後も「内部検査実施要領」に基づき内部検査を的確に実施し、不祥事を未然に防止するとともに、コンプライアンス改善委員会並びに研修会を開催し、役職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図る。

(2) 人材育成と教育研修

農業並びにNOSA Iを取り巻く著しい環境変化に即応するため中長期的視点に立って、「職員研修実施要綱」に掲げる研修計画の整備を行い、職員それぞれの職層に求められる能力を習得させ、業務遂行能力の強化及び向上と職員の自立性、主体性を育て、合理的・効率的な事業運営と積極的な事業推進に資するとともに組織の活性化を図る。

(3) 執行管理及び進行管理の徹底

執行計画に基づく事業及び予算の執行状況を四半期毎に行い事業の進捗状況、事業効果、事業執行上の問題点及び予算の執行状況を把握することにより、効率性及び効果をチェックし適正な執行に努める。

(4) 広報活動の強化

農家・組合員へのNOSA I制度の浸透や理解を深めるため、事業推進と一体となった広報活動を展開する。特に広報紙は、農家・組合員に対し重要事項を説明する補完手段として重要性が増していることから、定期的に編集会議を開催し、充実した紙面づくりに努める。

(5) 余裕金の運用

本組合の余裕金は、組合員の財産である法定積立金や特別積立金等で構成され、将来の共済金等の支払財源となるものであることから、安全かつ効率的な運用を図る必要がある。そのため、余裕金運用管理委員会において慎重に審議のうえ、四半期毎に理事会に報告し、財務基盤の安定に努める。